介護報酬改定に伴う利用料金について(2024年6月改正)

イムス札幌内科リハビリテーション病院 通所リハビリテーション

【要介護認定 単位数】 ※加算項目の詳細は裏面をご参照ください。

介護度	所定単位		
要介護1	369		
要介護2	398		
要介護3	429		
要介護4	458		
要介護5	491		

(1日に付き)

加算項目	条件	単位	
★理学療法士等体制強化加算	1日に付き	30	
★サービス提供体制加算(Ⅲ)	1日に付き	6	
★移行支援加算	1日に付き	12	
短期集中リハビリテーション加算	1日に付き	110	
リハビリテーションマネジメント加算(ロ)	6ヶ月以内 / 超	593 / 273	
リハビリテーション計画書の説明	医師からの説明の場合	270	

減算項目	条件	単位
送迎未実施に伴う減算	片道	-47

【要支援認定 単位数】 ※加算項目の詳細は裏面をご参照ください。

介護度	所定単位
要支援1	2, 268
要支援2	4, 228

加算項目	条件	単位
サービス提供体制加算(Ⅲ)	1月に付き 支援1/支援2	24/48
-		

(1ヵ月に付き)

※13ヶ月を超えて利用する場合は、リハビリテーション会議を実施させていただきます

【1か月の利用料金目安】

■要介護認定 ※合計の単位数に10.17円を乗じ、その1割または2割が利用者負担となります。

介護度	所定単位+★	月の合計利用回数	短期集中	リハビリテーションマネジメント加算	合計
要介護1	417				
要介護2	446			有・無	
要介護3	477		有・無	医師からの説明	
要介護4	506			有・無	
要介護5	539			14 2	

■要支援認定 ※合計の単位数に10.17円を乗じ、その1割または2割が利用者負担となります。

介護度	所定単位	サービス提供体制加算(Ⅲ)	合計
要支援1	2, 268	24	2, 292
要支援2	4, 228	48	4, 276

	1か月当たりの合計金額:				円
説明日:	年	月	日		
利用者:			ご家族:	説明者:	

【加算項目について】

■理学療法士等体制強化加算

1時間以上2時間未満のサービスを実施し、指定居宅サービス基準第111条に規定する配置基準を超えて、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を専従を常勤で2名以上配置している場合。

■サービス提供体制加算(Ⅲ)

通所リハビリテーションを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上であること。

■移行支援加算

評価対象期間においてリハビリテーション終了者のうち、ADLやIADLの向上により指定通所介護等を実施した者の割合が、3%を超えていること。通所リハビリテーションの利用の回転率が、「12月÷平均利用延月数≧27%」であること。評価対象期間中にリハビリテーションの提供を終了した日から起算して14日以降44日以内に、リハビリテーション終了者に対して、電話等により、指定通所介護等の実施状況を確認し、記録すること。リハビリテーション終了者が指定通所介護等の事業所へ移行するにあたり、当該利用者のリハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提供すること。

■短期集中個別リハビリテーション実施加算

医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者に対して、その退院(所)日又は認定日から起算して3月以内の期間に個別リハビリテーションを集中的に行った場合。

■リハビリテーションマネジメント加算(ロ)

- ①リハビリテーション会議を開催し、利用者の状況等を構成員と共有し、会議内容を記録すること。
- ②通所リハビリテーション計画書について事業所の医師が利用者またはその家族に対して説明し利用者の同意を得ること。
- ③通所リハビリテーション計画書を開始月より6月以内は月1回以上、6月超えた場合は3月に1回以上リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じリハビリテーション計画書を見直すこと。
- ④理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が介護支援専門員に対し利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行うこと。
- ⑤以下のいずれかに適合すること。
 - i 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービスに該当する事業に係わる従業者と利用者の居宅を訪問し、当該従業者に対し、介護の工夫に関す る指導及び日常生活の留意事項に関する助言を行うこと。
 - ii 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者の居宅を訪問し、その家族に対し、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意事項に関する助言を行うこと。
- ⑥①~⑤に適合することを確認し、記録すること。
- ⑦利用者毎のリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提出 に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用しているこ と。

■医師からの説明

通所リハビリテーション計画書について事業所の医師が利用者またはその家族に対して説明し利用者の同意を 得ること。